

古布等リサイクルボックス設置・管理 仕様書

1 概要

落札者が古布等リサイクルボックスを市の土地に設置し、回収量に応じ買取料を支払うもの。

2 土地使用の主な条件

(1) 設置

本仕様書に規定する規格のリサイクルボックスを新たに製作し、市が指定した場所に設置すること。

(2) 管理

- ①設置場所を清潔に保持すること。
- ②ボックスに古布以外の物が搬入された場合、処分等を行うこと。
- ③ボックスの設置、管理及び取り扱いに関し、問題が発生した場合に対応すること。

3 回収した古布等の取り扱い

落札者は、回収した古布について、次のとおり取り扱わなければならない。

- ①回収した古布等を再生資源の原料として利用すること。
- ②古布等の取り扱いについて関係法令等を遵守すること。
- ③回収した古布の取り扱いに関し不法投棄等、①に定める以外の取り扱いをしたことにより、市が何らかの責め又は費用を負った場合に、一切の損害を賠償する責を負うこと。
- ④古布等の回収量の報告（月締め）

4 回収対象の古布等

契約後協議のうえ決定するものとする。

5 リサイクルボックスの規格及びデザイン

寸法：幅 2 m、奥行 2. 1 m、高さ（看板含む。） 2. 4 m程度

重量：2 5 0 kg以上

材質：鉄板等を使用した強固な作りとすること。

塗装：錆止め塗装を使用すること。

デザイン：落札決定後に協議するものとする。

6 数量

3基（7に掲げる設置箇所に1基ずつの設置）

7 設置場所

柳川市役所柳川庁舎（柳川市本町87番地1）

柳川市役所大和庁舎（柳川市大和町鷹ノ尾120番地）

柳川市役所三橋庁舎（柳川市三橋町正行431番地）

※設置時期及び設置場所詳細は落札決定後に協議するものとする。

8 収集

週3回程度収集すること。

9 契約について

(1) 契約形態

1か所につき1基設置するものとし、すべての回収量に対し、契約金額で買取を行ない、古布相場に変動が生じた場合には、変更契約を行うものとする。

(2) 契約金額の支払いについて

毎月報告される回収量に、契約金額を掛けた額を支払うものとする。

10 資格

入札に参加する者は、次の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税、県税及び市税に滞納がないこと。

(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者に該当していない者であること。

11 提出書類

入札に参加する者は、一般競争入札参加申込書と合わせて、次に掲げる書類を事前に提出しなければならない。

(1) 会社概要書

- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（個人の場合は身分証明書。令和7年2月1日以降発行のもの。コピー可）
- (3) 使用印鑑届
- (4) 印鑑証明書（令和7年4月1日以降発行のもの）
- (5) 契約実績書
- (6) 次に掲げる税の種類ごとの納税証明書又は未納の税額がないことの証明書（令和7年4月1日以降発行のもの。コピー可）
 - ア 国税（個人の場合は「納税証明その3の2」、法人の場合は「その3の3」）
 - イ 都道府県税（個人の場合は事業税、法人の場合は法人都道府県民税及び事業税）
 - ウ 市税（個人の場合は市民税、法人の場合は法人市民税）
- (7) 柳川市暴力団等追放推進条例（平成21年柳川市条例第3号）及び柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号）の規定に基づく誓約書兼同意書

1.2 入札価格及び入札書の記載について

入札価格は、1.3に定める古布等の収集見込量（令和6年度実績。3か所合計）の買取金額とし、落札決定は、提出された入札書最高価格提示者とする。

1.3 古布等の収集見込量（令和6年度実績。3か所合計。）

古布 178 t 程度